

○道の駅みさきの設置及び管理に関する条例

平成26年9月25日

条例第22号

改正 平成26年12月19日条例第30号

(設置)

第1条 道路利用者への良好な休憩の場の提供及び地域情報の発信により町民と来訪者との交流を促進するとともに、農林水産物等の地場特産品の販売による地域産業の振興に寄与することを目的として、国と一体型で道の駅を設置する。

(名称及び位置)

第2条 道の駅の名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 道の駅みさき
- (2) 位置 大阪府泉南郡岬町淡輪5654番地の3

(事業)

第3条 道の駅みさき（以下「道の駅」という。）は、第1条の設置の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 道路利用者への休憩の場の提供に関すること。
- (2) 農林水産物等の地場特産品及び飲食物その他の物品を販売するための施設の提供に関すること。
- (3) 地域情報、観光情報及びイベント情報その他情報の提供に関すること。
- (4) 地域の住民相互の交流の促進に関すること。
- (5) 災害発生時の被災者等への支援に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、道の駅の設置の目的を達成するために町長が必要と認める事業

(施設の構成)

第4条 道の駅には、次に掲げる施設その他当該施設に付随するものを設ける。

- (1) 地場特産品等販売施設
- (2) 飲食提供施設
- (3) 観光交流センター
- (4) 道路情報提供施設
- (5) 公衆便所
- (6) 駐車場

(指定管理者による管理)

第5条 道の駅の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて町長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

(指定管理者の管理期間)

第6条 指定管理者が道の駅の管理運営業務を行う期間は、指定を受けた日の属する年度の翌年度の4月1日から起算して5年を限度として、町長が定める期間とする。ただし、再指定を妨げない。

(開館時間等)

第7条 道の駅の開館時間及び休館日は、規則で定めるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者が必要と認めるときは、あらかじめ町長の承認を得てこれを変更することができる。

(指定管理者が行う業務)

第8条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 第3条各号に掲げる事業に関する業務
- (2) 道の駅の利用の許可に関する業務
- (3) 道の駅の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）に関する業務
- (4) 道の駅の施設、附属設備及び備品の維持管理に関する業務
- (5) 前各号に掲げるもののほか、第1条に規定する設置の目的を達成するために必要な業務

(利用の許可等)

第9条 道の駅（第4条第1号、第2号及び第3号に掲げる施設に限る。）を専用して利用しようとする者は、あらかじめ申請し、指定管理者の許可（以下「専用利用許可」という。）を受けなければならない。許可された事項を変更しようとするときも同様とする。

2 指定管理者は、道の駅の管理上必要があると認めるときは、専用利用許可に必要な条件を付し、又はこれを変更することができる。

(利用の不許可)

第10条 指定管理者は、前条第1項の規定により専用利用許可の申請があった場合において、その利用が次のいずれかに該当するときは、専用利用許可をしないものとする。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認めるとき。
- (2) 道の駅の施設、附属設備又は備品等（以下「施設等」という。）を汚損し、損傷し、又は滅失するおそれがあると認めるとき。
- (3) 岬町暴力団等の排除に関する条例（平成24年岬町条例第18号）第2条第1号に規定する暴力団の利益となると認められるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、道の駅の管理上支障があると認めるとき。

(専用利用許可の取消し等)

第11条 指定管理者は、専用利用許可を受けた者（以下「専用利用者」という。）が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該専用利用許可を取り消し、又は必要な措置を命ずることができる。

- (1) この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれに基づく指示に違反したとき。
- (2) 道の駅を許可された利用目的と異なった目的に利用したとき。
- (3) 専用利用許可の条件に違反したとき。
- (4) 偽りその他不正の手段により専用利用許可を受けたとき。
- (5) 前条各号のいずれかに該当するに至ったとき。

2 前項の規定により、専用利用許可を取り消し、又は必要な措置を命じた場

合において専用利用者に損害が生じて、指定管理者はその賠償の責めを負わないものとする。

(専用利用権の譲渡等禁止)

第12条 専用利用者は、道の駅を利用する権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(特別の設備等)

第13条 専用利用者は、道の駅の利用に当たって、特別の設備を設置し、又は特別の器具を利用しようとするときは、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。

(入場の制限等)

第14条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者の入場を拒否し、若しくは制限し、又は退去を命ずることができる。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認める者
 - (2) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑になるおそれがある者
 - (3) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑となるおそれがある物を携帯する者
 - (4) 施設等を汚損し、損傷し、又は滅失するおそれがあると認める者
 - (5) 許可なく寄附金品の募集、物品の宣伝又は販売その他これらに類する行為をする者
 - (6) 許可なく印刷物又はポスターその他これに類する物を配布し、又は掲示する者
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、道の駅の管理上支障があると認める者
- (行為の禁止)

第15条 道の駅においては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 火災、爆発その他の危険を生じるおそれのある行為
- (2) 施設を汚損し、損傷し、又は滅失するおそれのある行為
- (3) 騒音又は大声を発する等他人の迷惑になるおそれのある行為
- (4) 所定の場所以外において喫煙し、又は火気を使用する行為
- (5) 土石若しくは植物の採取又は鳥獣の捕獲若しくは殺傷する行為
- (6) 立入禁止区域に立ち入る行為
- (7) 指定された場所以外の場所へ車両を乗り入れ、又は留め置く行為
- (8) 前各号に定めるもののほか、道の駅の管理上支障があると町長が認める行為

(利用の禁止又は制限)

第16条 町長又は指定管理者は、道の駅の損傷その他の理由によりその利用が危険であると認められるとき、又は道の駅に関する工事のためやむを得ないと認められるときは、区域を定めて道の駅の利用を禁止し、又は制限することができる。

(利用料金)

第17条 専用利用者（第4条第3号に掲げる施設の専用利用者にあつては、

物品等を提供する専用利用者に限る。)は、指定管理者に対し、利用料金を規則で定める期日までに支払わなければならない。

2 利用料金は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者が町長の承認を得て定めるものとする。

3 利用料金は、指定管理者の収入とする。

(利用料金の減免)

第18条 指定管理者は、特に必要があると認めるとき、又は町長が別に定めるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用料金の不還付)

第19条 既に支払った利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるとき、又は町長が別に定めるときは、利用料金の全部又は一部を還付することができる。

(原状回復の義務)

第20条 道の駅を利用する者は、その利用を終了したとき、又は第11条の規定により専用利用許可を取り消されたときは、直ちに自己の負担で設備又は器具を撤去し、道の駅を原状に回復しなければならない。ただし、町長が原状に回復する必要があると認めるときは、この限りでない。

(損害賠償)

第21条 道の駅を利用する者は、その責めに帰すべき理由により、施設等に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(委任)

第22条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。

(平成28年規則第9—1号で平成28年7月1日から施行)

(準備行為)

2 道の駅の管理を指定管理者に行わせるために必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても、行うことができる。

(利用料金の検討)

3 町長は、この条例の施行後5年以内を目安として、経済情勢の推移等を勘案しつつ別表に規定する利用料金の額を検討し、その結果に基づいて見直しを行うものとする。

附 則 (平成26年12月19日条例第30号)

この条例は、公布の日から施行する。

別表 (第17条関係)

区分	単位	利用料金
地場特産品等販売施設	1月	当該月の売上高に100分の15を乗じて

		得た額。ただし、地場特産品以外の販売に係る当該月の売上高については100分の30を乗じて得た額
飲食提供施設	1月	当該月の売上高に100分の30を乗じて得た額
観光交流センター	1日	当該日の売上高に100分の30を乗じて得た額

備考

- 1 「地場特産品」とは、町内の農林水産業者が自ら生産等し、直接地場特産品等販売施設に搬入した農林水産物及び農林水産物加工品をいう。
- 2 「売上高」とは、地場特産品等販売施設の専用利用者が特産品等を販売して得た対価の額の総額（消費税及び地方消費税を含む。以下同じ。）、飲食提供施設の専用利用者が食事等を提供して得た対価の額の総額又は観光交流センターにおいて、専用利用者が物品等を提供して得た対価の額の総額をいう。
- 3 専用利用者が電気、ガス又は水道等（以下「電気等」という。）を利用するときは、この表に掲げる利用料金のほか、電気等の料金又は設備等に要する実費相当額を徴収することができる。この場合において、電気等を利用するための設備等は専用利用者の負担とする。

○道の駅みさきの設置及び管理に関する条例施行規則

平成26年12月26日

規則第15号

(趣旨)

第1条 この規則は、道の駅みさきの設置及び管理に関する条例（平成26年岬町条例第22号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(開館時間)

第2条 条例第7条第1項において規定する規則で定める道の駅みさきの開館時間は、別表第1のとおりとする。ただし、条例第5条の規定により町長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）が特に必要と認めるときは、あらかじめ町長の承認を得てこれを変更することができる。

(休館日)

第3条 条例第7条第1項において規定する規則で定める道の駅みさき（条例第4条第1号から第3号までに掲げる施設に限る。）の休館日は、火曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日にあたる場合にあっては、その翌日）及び12月30日から翌年1月3日までとする。ただし、指定管理者が特に必要と認めるときは、あらかじめ町長の承認を得てこれを変更することができる。

2 条例第7条第1項において規定する規則で定める道の駅みさき（条例第4条第4号から第6号に掲げる施設に限る。）の休館日は設けない。ただし、指定管理者が特に必要と認めるときは、あらかじめ町長の承認を得てこれを変更することができる。

(専用利用許可等の申請)

第4条 条例第9条の規定による施設を専用して利用しようとする者は、あらかじめ道の駅みさき施設専用利用許可申請書（様式第1号）を指定管理者に提出しなければならない。ただし、指定管理者が特に必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 条例第9条の規定により許可を受けた事項を変更しようとする者は、あらかじめ道の駅みさき施設専用利用変更許可申請書（様式第2号）に許可書を添えて提出しなければならない。

(専用利用の許可等)

第5条 指定管理者は、前条に規定する申請に基づき、専用利用を許可し、又は許可を受けた事項の変更を許可したときは、道の駅みさき施設専用利用許可書（様式第3号）又は道の駅みさき施設専用利用変更許可書（様式第4号）を申請者に交付するものとする。

(専用利用許可の取消等の通知)

第6条 指定管理者は、条例第11条の規定により専用利用許可を取り消し、又は必要な措置を命ずるときは、道の駅みさき施設専用利用許可取消・措置命令書（様式第5号）により、専用利用許可を受けた者（以下「専用利用者」

という。)に通知するものとする。

(特別の設備等の許可申請)

第7条 条例第13条の規定による特別の設備を設置し、又は特別の器具を利用しようとする専用利用者はあらかじめ道の駅みさき特別設備設置等許可申請書(様式第6号)を指定管理者に提出しなければならない。ただし、指定管理者が特に必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 指定管理者は、前項に規定する申請に基づき、特別の設備の設置又は特別の器具の利用を許可したときは、道の駅みさき特別設備設置等許可書(様式第7号)を申請者に交付するものとする。

(利用料金の支払期日)

第8条 条例第17条第1項の規定による規則で定める期日は、町長が別に定める日とする。ただし、指定管理者が特に認めたときは、この限りでない。

(利用料金の減免の基準)

第9条 条例第18条の規定による施設の利用料金を減免する場合及びその減免の割合は、別表第2に定めるとおりとする。ただし、指定管理者が特に必要があると認めるときは、あらかじめ町長の承認を得てこれを変更することができる。

2 条例第18条に規定する利用料金の減免を受けようとする者は、第4条第1項に規定する道の駅みさき施設利用許可申請書を提出するときに併せて、道の駅みさき施設利用料金減免申請書(様式第8号)を指定管理者に提出しなければならない。

(利用料金の還付の基準)

第10条 条例第19条ただし書の規定により、既納の利用料金を還付することができる場合及びその額は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 災害その他不可抗力等利用者の責めに帰することができない理由により、利用することができなくなったとき 利用料金の全額

(2) 専用利用者が利用の取消しを申し出た場合であって、指定管理者がやむを得ない理由があると認めたとき 利用料金の全額又は半額

2 前項の規定により、利用料金の還付を受けようとする者は、道の駅みさき施設利用料金還付申請書(様式第9号)を、利用料金を納入したことを証する書面を添えて、指定管理者に提出しなければならない。

(係員の立入り)

第11条 指定管理者は、管理上必要があると認めたときは、利用中の施設に立ち入ることができる。

(委任)

第12条 この規則に定めるもののほか必要な事項は町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、条例の施行の日から施行する。

(準備行為)

2 道の駅の管理を指定管理者に行わせるために必要な手続きその他の行為は、この規則の施行前においても、行うことができる。

別表第1（第2条関係）

区分	開館時間
地場特産品等販売施設	午前10時から午後6時
飲食提供施設	午前10時から午後6時
観光交流センター	午前10時から午後6時
道路情報提供施設	午前0時から午後12時まで
公衆便所	午前0時から午後12時まで
駐車場	午前0時から午後12時まで

別表第2（第9条関係）

区分	減免額
(1) 町又は町の機関が主催または共催する行事のために利用する場合	全額
(2) 国又は他の地方公共団体が公共用又は公益事業の用に供するために利用する場合	全額
(3) 町内の公共的団体又はこれに準ずるもので指定管理者が特に認める団体が利用する場合	指定管理者が必要と認める割合の減額又は免除
(4) その他指定管理者が特に必要があると認める場合	上記(1)から(3)までに準ずる減額又は免除

様式第 1 号（第 4 条関係）

道の駅みさき施設専用利用許可申請書

利 用 者	住所及び氏名（団体の場合は、名称及び代表者氏名）		
利用施設名			
利 用 目 的			
利 用 を 希 望 す る 期 間	年	月	日 時から 年 月 日 時まで
上記のとおり専用して利用したいので申請します。 年 月 日 （あて先：指定管理者） 様 申請者 住 所 団体名 氏 名 電 話 E-mail ⑩			
利 用 料 金 ※	円	年 月 日納入	
許可年月日※	年 月 日	許可番号※	第 号
備 考※			

※印は記入しないでください。

様式第 2 号（第 4 条関係）

道の駅みさき施設専用利用変更許可申請書

年 月 日

（指定管理者） 様

申請者

住 所

団体名

氏 名

電 話

E-mail

印

許可を受けた事項を変更したいので、道の駅みさきの設置及び管理に関する条例施行規則第 4 条第 2 項の規定により、次のとおり申請します。

許可年月日 及び 許可番号		年 月 日 第 号
変更する 事項	変更前	
	変更後	
変更の理由		
添付書類		
備 考		

様式第 3 号（第 5 条関係）

許可番号		
道の駅みさき施設専用利用許可書		
利 用 者	住所及び氏名（団体の場合は、名称及び代表者氏名）	
利用施設名		
利 用 目 的		
利用を許可 する期間	年 月 日 時から 年 月 日 時まで	
許 可 条 件		
年 月 日付けで申請のあった専用利用については上記のとおり条件を付して許可します。 年 月 日 様 指定管理者 印		
利 用 料 金	円	年 月 日納入
許可年月日	年 月 日	
備 考		

様式第 4 号（第 5 条関係）

許可番号		
道の駅みさき施設専用利用許可書		
利 用 者	住所及び氏名（団体の場合は、名称及び代表者氏名）	
利用施設名		
利 用 目 的		
利用を許可 する期間	年 月 日 時から 年 月 日 時まで	
許 可 条 件		
年 月 日付けで変更申請のあった専用利用については上記のとおり条件を付して許可します。 年 月 日 様 指定管理者 印		
利 用 料 金	円	年 月 日納入
許可年月日	年 月 日	
備 考		

様式第 5 号（第 6 条関係）

道の駅みさき施設専用利用許可取消・措置命令書

年 月 日

様

（指定管理者）印

年 月 日付けで申請のあった道の駅みさき施設専用利用許可にについて下記の理由により、許可取消し通知します。
必要な措置を命じます。

許可年月日 及び許可番号		年 月 日 第 号					
許可 事項	申請した 利用目的						
	申請した 利用期間	年 月 日 時 分から	年 月 日 時 分まで	☐ 平日	☐ 土曜	☐ 日曜	☐ 休日
	利用施設名						
許可取消 措置命令の理由							
許可取消 措置命令の内容		許可取消・利用中止・その他（ ）					

様式第 6 号（第 7 条関係）

道の駅みさき特別設備設置等許可申請書

利 用 者	住所及び氏名（団体の場合は、名称及び代表者氏名）		
利用施設名	年 月 日 時から 年 月 日 時まで		
設 置 期 間			
特別な設備又は器具の名称	設置又は利用の目的		
上記のとおり特別の設備を設置又は特別の器具を利用したいので申請します。 年 月 日 （あて先：指定管理者） 様 申請者 住 所 団体名 氏 名 電 話 E-mail ㊟			
利 用 料 金 ※	円	年 月 日納入	
許可年月日※	年 月 日	許可番号※	第 号
備 考※			

※印は記入しないでください。

様式第 7 号（第 7 条関係）

許可番号		
道の駅みさき特別設備設置等許可書		
利 用 者	住所及び氏名（団体の場合は、名称及び代表者氏名）	
利用施設名		
利用を許可 する期間	年 月 日 時から 年 月 日 時まで	
許 可 条 件		
特別な設備又は器具の名称	設置又は利用の目的	
年 月 日付で申請のあった特別の設備の設置又は特別の器具の利用については上記のとおり条件を付して許可します。 年 月 日 様 指定管理者 印		
利 用 料 金	円	年 月 日納入
許可年月日	年 月 日	
備 考		

様式第 8 号（第 9 条関係）

道の駅みさき施設利用料金減免申請書

申請日 年 月 日

指定管理者 様

申請者 住 所
団体名
氏 名
電 話
E-mail

下記のとおり利用するに当たり利用料金の減額又は免除を受けたいので申請します。

記

利用する施設	
催物の名称	
利 用 期 間	年 月 日 時から 年 月 日 時まで
備 考	

様式第 9 号（第 10 条関係）

道の駅みさき施設利用料金還付申請書

年 月 日

指定管理者 様

申請者 住 所
団体名
氏 名
電 話
E-mail

年 月 日付けで許可のありました、道の駅みさき施設利用料金について、
次のとおり還付を受けたいので申請します。

許可番号	第 号
還付を受けようとする理由	
利用施設	
納入済使用料	
還付額	

様式第 1 号 (第 4 条関係)
様式第 2 号 (第 4 条関係)
様式第 3 号 (第 5 条関係)
様式第 4 号 (第 5 条関係)
様式第 5 号 (第 6 条関係)
様式第 6 号 (第 7 条関係)
様式第 7 号 (第 7 条関係)
様式第 8 号 (第 9 条関係)
様式第 9 号 (第 1 0 条関係)